

## (5) 都市基盤の整備

施策名 土地利用計画の策定・推進

No. 62

都市計画については、区域区分(線引き制度による区域指定)と2つの都市計画区域(太田都市計画・藪塚都市計画)の統合を推進するとともに「都市計画マスタープラン」を策定します。また、各地域の特性に適した用途地域の指定と変更を行い、良好な都市環境の維持、改善に努め、地区の個性や長所を生かした地区計画制度を策定し、機能分担を図りながら、一体的で適正な市街地を形成するまちづくりを進めます。さらに「防火地域」及び「準防火地域」の適正な指定により、建物の不燃化を進めるとともに、災害発生時に防火遮断帯となる街路や緑地を整備します。

**施策指標**

- ・区域区分と2つの都市計画区域の統合を推進します。
- ・土地利用計画や都市基盤整備などの具体的な都市計画の指針を策定します。

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市計画区域の統合(太田都市計画・藪塚都市計画)	●	○			
②土地利用規制の指定	●	○			
③都市計画マスタープラン策定事業	●	○			
④都市基盤の整備	●	○			

担当課名 都市計画課  
計画地域 市内全域

施策指標式

- 都市計画の推進
  - ・区域区分については、2つの都市計画区域(太田都市計画・藪塚都市計画)の段階的な調整を推進する。
  - ・「都市計画マスタープラン」は、将来の都市づくりの基本方針となるもので、ゆとりと豊かさが実感できる、快適なまちづくりを進めるため、土地利用、道路、公園、下水道やその他公共施設の整備方針を示す。平成18・19年度の2ヶ年により、策定予定。

●都市計画区域の状況

計画区域名	区域区分	面積(ha)	備考
太田都市計画区域	市街化区域	約4,211	旧太田市 旧尾島町 旧新田町
	市街化調整区域	約11,341	
	小計 (A)	約15,552	
藪塚都市計画区域	非線引き区域 (B)	約2,097	旧藪塚本町
合計	(A) + (B)	約17,649	新「太田市」

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり					
施策名	土地利用計画の策定・推進					
内容	区域区分(線引き制度による区域指定)と2つの都市計画区域の統合を推進するとともに、都市計画マスタープランを策定し、市民と行政が協働して、効果的な土地利用を行い、各地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市計画区域の統合 太田都市計画と藪塚都市計画の2つの都市計画の段階的な調整を行い、区域区分の見直しを図る。	推進					
②土地利用規制の指定 特定用途制限地域の指定を行う。	条例化					
③都市計画マスタープラン策定事業 将来の都市計画の基本方針を策定する。	策定					
④都市基盤の整備 ・飯塚町土地利用計画の見直し ・北部大規模開発事業(新規工業団地計画) ・(仮称)太田インターチェンジ周辺整備事業	推進(市街化編入)					

都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度までに都市計画マスタープランを策定します。</li> <li>・市民と行政との協働により、市全体の発展と各地域の特性を生かしたバランスの良いまちづくりを進めます。</li> </ul>

施策名 土地利用計画の策定・推進

No. 63

太田市土地開発公社では、昭和51年より地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地の取得、造成、処分の事業を行ってきました。公有地取得事業では、用地取得依頼に基づいた用地取得を行い、事業の具体化にあわせ事業を展開しています。現在の課題として、太田市からの依頼によって取得した公社保有地の計画的な処分、プロパー事業の残区画の分譲、北部大規模開発事業における土地利用計画の見直しなどがあり、太田市や関係機関と調整し、実施を図ります。

施策指標

- ・工業団地を造成し、平成21年度の分譲開始をめざします。
- ・必要な公有地の早期取得を行います。

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①公有地取得事業		●			○
②土地造成事業		○			●
③土地分譲事業		○			●

担当課名 用地管理課、用地開発課  
計画地域 市内全域

施策指標式

- 北部大規模開発事業について  
太田市土地開発公社では、太田市や関係機関と調整しながら、北部大規模開発事業を見直し、工業団地として造成し、平成21年度からの分譲をめざす。
- 公有地取得事業について  
太田市からの取得依頼に基づく用地について、太田市や関係機関と調整しながら、早期取得を行う。

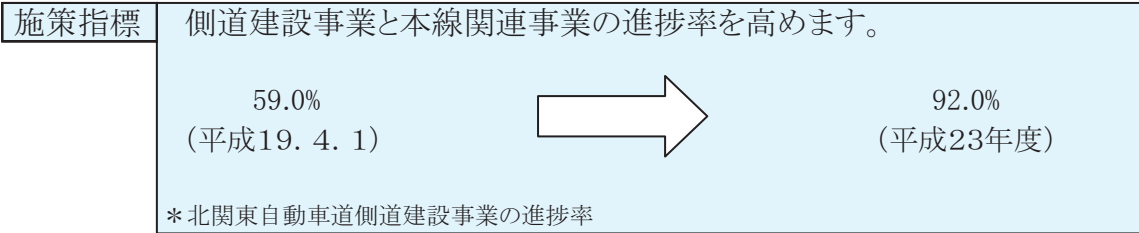
まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり					
施策名	土地利用計画の策定・推進					
内容	太田市土地開発公社では、公有地取得事業として、太田市からの用地収得依頼に基づいた用地取得を行い、事業の具体化にあわせ事業を展開しています。公有地取得事業のほか、現在の課題である長期に保有する土地の計画的な処分、プロパー事業の残区画の分譲、北部大規模開発事業における土地利用計画の見直しなどを太田市や関係機関と調整し、実施を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①公有地取得事業 市からの取得依頼に基づき、公共用地の取得を行う。	毎年、関係部署と調整のうえ、随時地権者交渉を実施					
②土地造成事業 新規工業団地の造成を行う。	北部大規模開発事業(工業団地造成)					
③土地分譲事業 土地開発公社のプロパー事業として、造成分譲を行う。	新野脇屋住宅団地の分譲					
	北部大規模開発事業用地の分譲					

都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太田市や関係機関と調整しながら、北部大規模開発事業を見直して、平成21年度までに工業団地として造成し、平成21年度の分譲をめざします。</li> </ul>

**施策名** 道路網の整備 No. 64

北関東自動車道の完成により、沿線各都市の交流、高速交通網の形成、観光地の活性化などが期待できます。そこで本市の産業、農業、観光などの拠点形成を図るとともに、住民の利便性に配慮した道路を整備するため、北関東自動車道側道建設事業と北関東自動車道本線関連事業を円滑に推進します。また、早期完成に向け、地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①北関東自動車道側道建設事業	●	○			
②北関東自動車道本線関連事業	●			●	

**担当課名** 北関東自動車道対策課  
**計画地域** 藪塚地区、強戸地区、毛里田地区

施策指標式

●北関東自動車道側道建設・本線関連事業の進捗率

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度 以 降
側道建設事業	59.0%	76.0%	80.0%	84.0%	87.0%	92.0%	100.0%
本線関連事業	66.0%	94.0%	100.0%				

\*進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり					
施策名	道路網の整備					
内容	沿線地域住民のより一層の充実した快適性と利便性を確保するため、北関東自動車道の建設にともなう側道建設事業と本線関連事業を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①北関東自動車道側道建設事業 ・第1工区工事 ・第2・3工区工事 ・第5・6工区用地測量 ・第5・6工区用地買収 ・第5・6工区埋蔵文化財調査 ・第5・6工区工事 ・藪塚北側側道道路新設工事 ・南側側道道路新設工事 ・南側側道用地買収 ・側道関連交差点用地買収 物件補償 ・側道関連交差点改良工事						
②北関東自動車道本線関連事業 ・構造物拡幅事業 ・開通記念事業						

都市基盤の整備

マニフェスト
・側道工事の早期開通をめざします。

施策名 道路網の整備

No. 65

幹線道路は、市民生活や経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全市民が長年にわたり熱望してきているところです。そこで、21世紀を迎え、豊かな市民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる郷土を形成するため、市民共通の資産である道路を計画的に整備します。

施策指標 都市計画道路の改良率を高めます。



\*改良率=改良済延長距離/全延長距離×100

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市計画道路整備事業					
・太田西部幹線	●	○	○		
・太田東部幹線	●	○	○		
・只上市場線	●	○	○		
・1級42号線	●	○	○		
・1級50号線	●	○	○		
・1級52号線	●	○	○		
・1級75号線	●	○	○		
・東毛幹線	○	●	○		
②幹線道路整備事業					
・2級56号線	●	○	○		
・2級62号線	●	○	○		
③木崎駅北地区市街地整備事業		●	○	○	

担当課名 道路河川課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●都市計画道路改良の推移 (単位:km)

区分	18年度	23年度
全延長距離 (A)	244.76	244.76
改良済延長距離 (B)	112.12	116.78
改良率 (B/A×100)	45.8%	47.7%



まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり					
施策名	道路網の整備					
内容	幹線道路網などについては、円滑な交通による交通渋滞の解消や防災機能を持たせた機能的かつ安全で潤いのある道路整備を推進するとともに、道路愛護、美化の啓発に努めます。					
実施事業	実施工程					備考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市計画道路整備事業 ・太田西部幹線  ・太田東部幹線  ・只上市場線  ・1級42号線  ・1級50号線  ・1級52号線  ・1級75号線  ・東毛幹線	(第1期) 用地補償・工事					事業主体は群馬県市は負担金支出
			(第2期) 調査		用地補償	
	用地補償		用地補償・工事			
	調査	用地補償・工事				
	用地補償・工事					
	用地補償	用地補償・工事				
			調査	調査・用地補償	用地補償・工事	
	用地補償・工事					
	負担金					
	②幹線道路整備事業 ・2級56号線  ・2級62号線	用地補償・工事 工事				
			用地補償・工事			
③木崎駅北地区市街地整備事業 木崎駅前広場などを整備する。				調査	用地補償	

都市基盤の整備

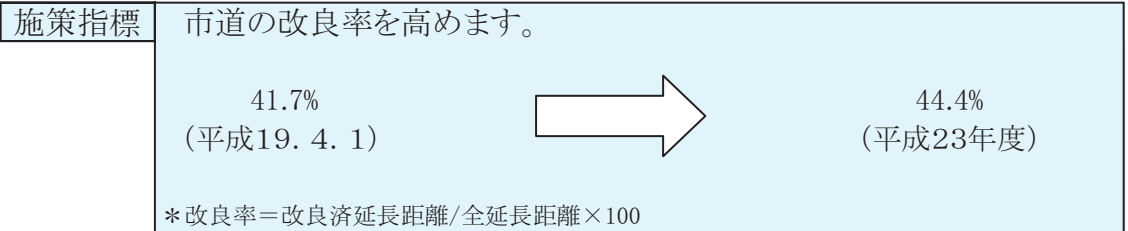
マニフェスト

・平成23年度までに都市計画道路改良率を47.7%まで高めます。(平成18年度 45.8%)  
※5年間の増加率は市事業予算のみ

施策名 市道の整備

No. 66

生活環境の変化により、機能優先の時代から、生活の快適性に配慮した、歩行者、自転車通行、高齢者、障がい者に優しい道路整備が求められてきています。安全でかつ利便性の高い道路として、老朽道路の改良、未整備道路の新設、改良整備を図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①一般市道新設改良事業	●				
②幹線道路整備事業	●				
③交通安全施設等整備事業(サイクリングネットワーク事業)	●	○	○		
④御城道道路改良事業	●	○	○		
⑤鳥山強戸線道路整備事業	●				

担当課名 道路河川課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●市道改良の推移

区分	18年度	23年度
全延長距離 (A)	2,604	2,604
改良済延長距離 (B)	1,085	1,156
改良率 (B/A×100)	41.7%	44.4%

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施策名	市道の整備					
内容	生活道路は快適で安全かつ利便性のある道路として、老朽道路の改良、未整備道路の新設、改良整備を進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①一般市道新設改良事業 陳情などに基づき生活道路の新設や改良を行う。	用地補償・工事					太田高山道 84号線
②幹線道路整備事業 幹線道路の新設や改良を行う。	用地補償・工事					
③交通安全施設等整備事業 (サイクリングネットワーク事業) 自転車利用の促進を図るため、道路を整備する。	工事(各路線の連結、道路段差の解消、歩行者との分離など)					
④御城道道路改良事業 市街地と金山を結ぶ道路を散策道として復活させる。	工事					
⑤鳥山強戸線道路整備事業 全国都市緑化フェア会場と仮設駐車場を結ぶ路線を整備する。	工事					

都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度までに市道改良率を44.4%に高めます。(平成18年度 41.7%)</li> </ul>

施策名 バス路線網の整備

No. 67

交通弱者といわれる高齢者をはじめ、障がい者や学生の交通手段の利便性向上を図る目的で、公共バス(市内運行バス)の運行は、市民の移動手段として不可欠です。今後は費用対効果の面からも検討する必要がある、総合的な改善策として、利用者のニーズに合わせて利便性を追及するとともに、運行の効率化や経費の削減を図ります。

施策指標 利用者のニーズや利便性を追及し、運行の効率化を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①公共交通機関運行事業	●	○			

担当課名 交通政策課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●シティーライナーおおた「おうかがいしバス」(11路線36系統) 平成18年4月1日現在

路線名	経路
九合線	太田駅南口～西矢島町～県立がんセンター
毛里田線	太田駅南口～桐生温泉湯らら
沢野線	太田駅南口～下浜田町～県立がんセンター
菰川線	太田駅南口～休泊行政センター
休泊線	太田駅南口～イオンSC・休泊行政センター
宝泉線	太田駅南口～木崎駅北
強戸・藪塚線	太田駅南口～第一病院
新田線	太田駅南口～新田暁高校
尾島線	太田駅南口～県立がんセンター～尾島歴史公園
新田循環線	新田北循環線 新田南循環線(ユーランド新田を起終点とする循環) 木崎駅線(市公民館～新田暁高校～木崎駅北)
太田市街循環線	太田駅南口～太田女子高校前～太田駅南口

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施策名	バス路線網の整備					
内容	市民の移動手段として、交通弱者といわれる高齢者、障がい者、学生などの交通手段の利便性向上を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①公共交通機関運行事業 ・11路線36系統 1. 九合線 2. 毛里田線 3. 沢野線 4. 葦川線 5. 休泊線 6. 宝泉線 7. 強戸・藪塚線 8. 新田線 9. 尾島線 10. 新田循環線 11. 太田市街循環線	公共バス運行					

都市基盤の整備

マニフェスト
・利用者のニーズに合わせ、公共バスの利便性を追求するとともに効率化を図り、経費を削減します。

施策名 自転車交通の整備

No. 68

安全で快適な環境を構築するため、駅周辺に駐輪場を整備して、自転車利用者の利便性を図ります。併せて交通の円滑化を図るため、駐輪場の建設整備を推進します。

施策指標 自転車駐輪場を整備します。

504台  
(平成19. 4. 1)



1,384台  
(平成23年度)

※自転車駐輪場の駐輪台数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①高架下駐輪場整備事業	●	○	○		
②治良門橋駅駐輪場建設事業	●				
③木崎駅駐輪場建設事業	●				
④駐輪場管理委託事業					

担当課名 交通政策課  
計画地域 太田駅、治良門橋駅、木崎駅

施策指標式

●自転車駐輪場における駐輪台数の推移

(単位:台)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	23年度	備 考
太田駅東和銀行西	240	240	240	240	240	
太田駅高架下		500	500	500	500	19年度設置
韮川駅	164	164	164	164	164	18年度設置
木崎駅					260	23年度設置
治良門橋駅				120	120	21年度設置
藪塚駅	100	100	100	100	100	
計	504	1,004	1,004	1,124	1,384	

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施策名	自転車交通の整備					
内容	太田市内の駅に駐輪場を整備して、自転車利用者の利便性を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①高架下駐輪場整備事業 (500台分設置)	500台 →					太田駅高架下
②治良門橋駅駐輪場建設 事業 (120台分設置)			120台 →			
③木崎駅駐輪場建設事業 (260台分設置)					260台 →	
④駐輪場管理委託事業 駐輪場の管理を委託する。	駐輪場管理					

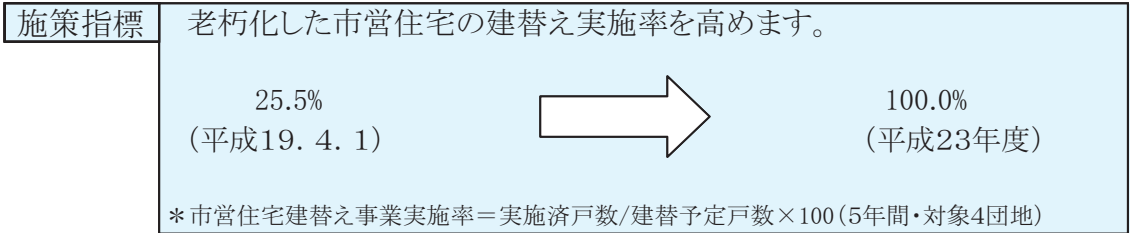
都市基盤の整備

マニフェスト
<p>・平成23年度までに駅の自転車駐輪台数を1,384台に増やします。(平成18年度 504台)</p>

施策名 住宅対策、市営住宅の管理

No. 69

市営住宅は、法定耐用年数を経過し、老朽化した住宅を多数管理しているため、建替事業の実施が急務となっています。また、昭和40年代以降に建設した耐火構造を中心とした市営住宅は、定期的なメンテナンスを実施することにより、管理期間の延長を図る必要があります。さらに、中心市街地の人口空洞化防止、活性化並びに生活環境の浄化を目的とした中心市街地などへの借上げ市営住宅の新規供給も推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①市営住宅整備事業	●	○	○		
②市営住宅ストック総合改善事業	●	○	○		
③借上げ市営住宅供給事業	●	○	○		

担当課名 住宅課  
計画地域 該当地区

施策指標式

●市営住宅建替えの推移(5年間) (単位:戸)

団地名	現状戸数	建替予定戸数 A	18年度		23年度		備考
			実施済戸数 B	実施率 B/A×100	実施済戸数 C	実施率 C/A×100	
高原団地	40	38	0	0%	38	100.0%	
南ヶ丘団地	16	10	0	0%	10	100.0%	
石原団地	169	136	56	41.2%	136	100.0%	非現地建替56戸を含む。 (東長岡団地)
鳥之郷団地	44	36	0	0%	36	100.0%	
計	269	220	56	25.5%	220	100.0%	



まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	住宅対策、市営住宅の管理					
内容	老朽化した市営住宅の建替えを進めるとともに、昭和40年代以降に建設した耐火構造を中心とした市営住宅は、定期的なメンテナンスを実施することにより、管理期間の延長を図ります。また、中心市街地の人口空洞化防止、活性化並びに生活環境の浄化を目的とした中心市街地などへの市営住宅の新規供給も推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①市営住宅整備事業 ・高原団地建替え事業  ・南ヶ丘団地建替え事業  ・石原団地建替え事業 （東長岡56戸建替済）  ・鳥之郷団地建替え事業 （継続事業）	38戸建設	5戸建設	5戸建設	調査・設計	36戸建設	・老朽化した市営住宅の建替え
②市営住宅ストック総合改善事業 ・外壁改修工事  ・水道メーター交換工事  ・屋上防水改修工事  ・風呂釜交換工事	新牛沢・熊野改良146戸	熊野・浜町・ 菰川改良124戸	菰川・新井142戸	新井80戸	飯塚48戸	・既設市営住宅の改善
	熊野ほか269戸	宝泉ほか190戸	宝泉ほか307戸	宝泉ほか226戸	菰川ほか299戸	
	宝泉ほか210戸	宝泉ほか198戸	大島ほか198戸	矢場ほか200戸	菰川南ほか132戸	
		160戸	160戸	160戸	160戸	
③借上げ市営住宅供給事業 ・借上げ市営住宅供給 （中心市街地）		20戸供給	20戸供給	20戸供給	20戸供給	・民間賃貸住宅を市営住宅として供給

都市基盤の整備

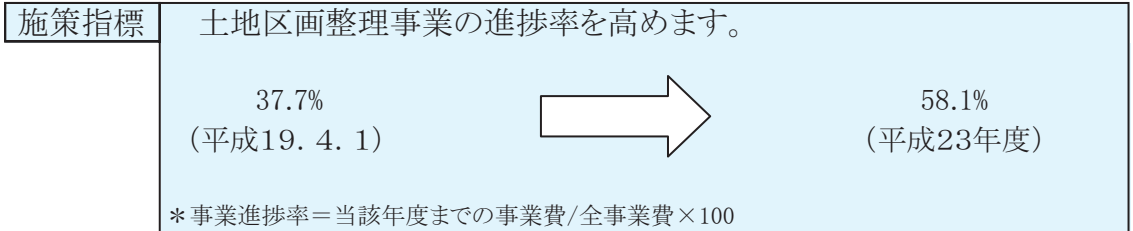
マニフェスト
<p>・平成23年度までに高原、南ヶ丘、石原団地の建替えを完了し、鳥之郷団地の建替えに着手します。 （平成18年度 25.5%）</p>

施策名 市街地の整備

No. 70

本市は、昭和35年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、便利で住み良く、災害に強いまちを実現するため、土地区画整理事業に取り組んでいます。今後、健全な市街地の形成と土地の有効利用を図るため、関係権利者の合意に努めながら土地区画整理事業を推進します。

地区計画を策定、活用することにより、良好な都市環境に配慮し、道路・水路・公園などの公共施設の整備を行い、利便性が高く、災害に強い市街地の整備に努めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①東矢島土地区画整理事業	●				
②宝泉南部土地区画整理事業	●				
③尾島東部土地区画整理事業	○				●
④東別所南部土地区画整理事業	○				●

担当課名 区画整理課  
計画地域 該当地区

施策指標式

●土地区画整理事業の進捗率 (単位:%)

事業地区	18年度	23年度
東 矢 島 地 区	90.0	100.0
宝 泉 南 部 地 区	8.7	21.0
尾 島 東 部 地 区	24.0	62.5
東 別 所 南 部 地 区	2.0	89.4
計	37.7	58.1

\* (1) 進捗率は、事業費ベースで算定した年度末の数値。  
(2) 宝泉南部地区は、事業計画の変更により施工期間などが変更になります。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	市街地の整備					
内容	道路、水路、公園など公共施設の整備により、利便性が高く、災害に強い市街地の整備に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①東矢島土地区画整理事業	道路築造 建物等移転		道路築造	確定測量 換地計画作成	換地処分登記	
②宝泉南部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転					
③尾島東部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転					
④東別所南部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転				道水路築造	

都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度までに区画整理事業の進捗率を58.1%まで高めます。(平成18年度 37.7%)</li> </ul>

施策名 太田駅周辺の整備

No. 71

太田駅周辺地区は、一部の地域で狭小道路や過小過密住宅、老朽家屋などが混在し、無秩序に市街地が形成されているため、防災上にも問題があります。また、各種公共施設の不足から市街地環境の悪化も招いています。

そこで、太田駅周辺という優れた立地条件を重視しながら、幹線道路、公園などの公共施設や良好な宅地の整備を行うために、土地区画整理事業に取り組み、鉄道高架事業の効果を生かした中心市街地の再整備を図ります。

施策指標 太田駅周辺地区の面的整備を推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田駅周辺土地区画整理事業	●				
②中心市街地再開発事業	○	○	○	○	●
③中心市街地周辺整備事業	●		○		

担当課名 市街地整備課  
計画地域 太田駅周辺地区

施策指標式

●太田駅周辺土地区画整理事業の状況

建物の移転済棟数	仮換地指定済率
70棟	15%

\*平成18年3月31日現在

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	太田駅周辺の整備					
内容	道路、公園などの公共施設が整備されておらず、過小過密住宅や老朽家屋が混在し、防災上にも問題がある太田駅周辺地区を、災害に強く、良好な住環境と経済ポテンシャルの高い環境を併せ持つ、本市の顔にふさわしい地区に整備します。また、中心市街地の再整備を行うことにより、市の玄関口にふさわしい、安全で安心できるまちづくり、新しい活力を創出するまちづくりを推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田駅周辺土地区画整理事業 ・建物などの移転 ・道路などの築造 ・宅地の整備						移転棟数 676棟 移転済棟数 70棟 総延長 9,500m 整備済延長 0m 指定済率 15%
	権利者交渉・建物移転					
	道路等設計・施工					
②中心市街地再開発事業 中心市街地の再開発を行う。 ・まちづくり研究会等の活動 ・まちなか交流館くらしせ事業の実施 ・市街地再開発事業の実施・支援						民間による事業推進
	仮換地指定・使用開始					
	まちづくり研究会、まちづくり推進団体の活動					
③中心市街地周辺整備事業 太田駅北口の広場、道路、下水道などの整備を行う。	指定管理者による事業実施					

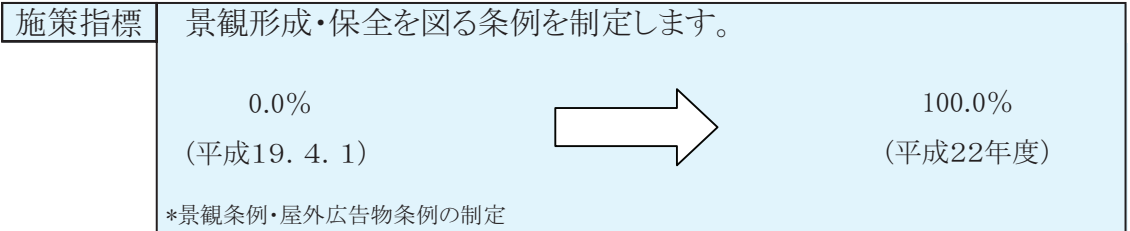
都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30棟以上の建物を移転します。</li> <li>・太田駅北口広場の整備とあわせ、道路を1,000m築造します。</li> <li>・市街地再開発事業の実現に努めます。</li> <li>・平成23年度までにまちなか交流館の稼働率を60.0%に高めます。 (平成18年3月末の稼働率56.7%) *稼働率=利用日数/365日</li> </ul>

施策名 都市景観の保全・創造

No. 72

社会全体の価値観として物質的な豊かさから文化や生活環境などの質的な豊かさを求めるようになり、より良い景観への関心が高まりを見せています。  
 良好な景観を創造するために、景観行政団体となり景観計画を策定し、自然と調和した潤いと安らぎのある都市景観づくりを市民とともに進めます。また、本市にふさわしい景観形成に必要な建築物などの保全を図ります。そして、景観要素の一つである屋外広告物に対する規制方針を検討し、条例化を図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市景観形成基本計画策定事業	●	○			

担当課名 都市計画課  
 計画地域 市内全域

施策指標式

●都市景観形成基本計画の策定スケジュール

年度	実施内容
19年度	啓発活動
20年度	現況調査、素案作成
21年度	景観計画の策定
22年度	景観条例、屋外広告物条例の制定

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	都市景観の保全・創造					
内容	自然的・歴史的景観や本市にふさわしい景観形成に必要な建築物などを保全します。また、良好な景観を創造するために、景観行政団体となり、景観計画を策定し、自然と調和した潤いと安らぎのある都市景観づくりを市民とともに進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市景観形成基本計画策定事業  ・啓発活動  ・太田市の景観現況調査、保全方針作成  ・景観計画の策定  ・景観条例、屋外広告物条例の制定	啓発活動	現況調査、方針の素案作成	策定	制定		保全すべき風景や好ましくない風景の洗い出し

都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度までに景観形成・保全を図る条例を制定します。</li> <li>太田市としての優れた景観形成を図り、次世代に引き継ぎます。</li> </ul>

施策名 多様な公園整備と都市緑化の推進

No. 73

丘陵地、河川などの風景や公園などの緑は、日常生活にゆとりや安らぎをもたらすものですが、近年の都市化に伴い、丘陵地や田畑が急速に失われています。しかし、八王子山系の丘陵地には多くの緑が残されており、この丘陵地の自然環境を残し、自然と人が共生する緑豊かな環境の形成を図るため、公園としての整備を推進します。

施策指標 ハイキングコースを整備します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①藪塚本町東部ふるさと公園整備事業(ハイキングコース整備)	●				

担当課名 地域総合課(藪塚本町総合支所)  
計画地域 藪塚町地内

施策指標式

- 藪塚本町東部ふるさと公園の対象地域  
旧藪塚本町の通称西山と西山古墳を合わせたおよそ10haの地域  
「藪塚本町東部ふるさと公園計画地」は、藪塚温泉の西に位置しており、かかし祭り会場になる三島神社公園との中間に位置している。



まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	多様な公園整備と都市緑化の推進					
内容	八王子山丘陵を中心とする自然環境を残し、自然と人が共生する緑豊かな環境の形成を図るため、公園として整備します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①藪塚本町東部ふるさと公園整備事業 (ハイキングコース整備)  ・地権者意向調査の実施  ・設計工事				調査	設計・工事	

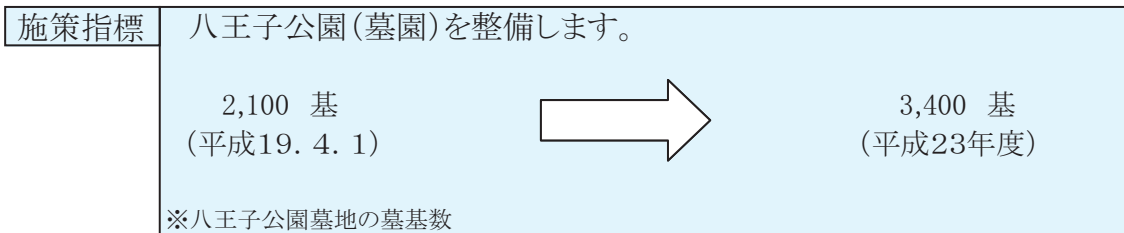
都市基盤の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子丘陵の豊かな自然環境を活用したハイキングコースを整備します。</li> </ul>

施策名 多様な公園整備と都市緑化の推進

No. 74

北部運動公園は、全国都市緑化フェアのサテライト会場となることから、平成20年春季の開催に向け、19年度に会場整備を行います。  
八王子山公園は、都市公園の特殊公園(墓園)として整備していますが、核家族化の進行により、墓地需要の増加が予想されます。そこで、墓園としての機能とともに景観を損なわないよう配慮し、新たな整備を進めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①北部運動公園整備事業	●			○	
②全国都市緑化フェア事業	●	○			
③金山遊歩道整備事業	●			○	
④高山公園用地取得事業	●				
⑤渡良瀬川河川緑地整備事業	●				
⑥利根川緑地公園・RC航空ページェント・スカイポート整備事業	●				
⑦中島航空記念公園整備事業	●				
⑧八王子山公園整備事業	●				

担当課名 花と緑の推進課、地域総合課(尾島総合支所)  
計画地域 市内全域

施策指標式

●市内における墓地の推移 (単位:基)

区分	基本値(S53年度末)		現状値(H18年度末)		目標値(H23年度末)	
	墓基数	構成比	墓基数	構成比	墓基数	構成比
八王子山公園墓地	0	0.0%	2,100	8.3%	3,400	12.5%
その他の墓地	10,411	100.0%	23,100	91.7%	23,800	87.5%
計	10,411	100.0%	25,200	100.0%	27,200	100.0%

\* 八王子山公園墓地は平成6年12月に開園。

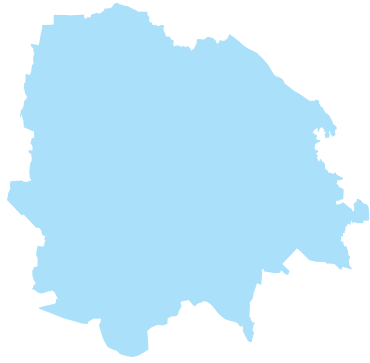
まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	多様な公園整備と都市緑化の推進					
内容	都市緑化フェア会場となる北部運動公園は、自然環境やノーマライゼーション※に配慮した整備を行います。また、歴史・文化的資産の公園化や整備も進めます。なお、都市緑化フェアは、緑化の意識、知識や技術の高揚、普及を図り、人々の交流による新たな文化発信を目的に開催するものです。八王子公園(墓園)は、核家族化の進行などにより需要が増加している状況にあることや残墓基数が少なくなっていることから早急に整備します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①北部運動公園整備事業 ・用地買収 ・建設整備	用地買収 → 便益施設・園路	植栽・グラウンド	植栽、 給排水施設	園路、 遊戯施設	給排水施設	
②全国都市緑化フェア事業 ・広報 ・会場等整備・運営(撤去)	開催周知活動 → 会場・周辺整備	会場運営・撤去				
③金山遊歩道整備事業 ・建設整備	遊歩道	遊歩道(橋)	遊歩道			
④高山公園用地取得事業 ・用地買収		用地買収				
⑤渡良瀬川河川緑地整備事業 ・便益施設等整備 ・グラウンド・遊歩道等整備			トイレ・駐車場 → 遊歩道	グラウンド、 遊歩道	ジョギング コース	
⑥利根川緑地公園・RC航空ページ ェント・スカイポート整備事業 ・緑地公園整備			調査・設計	公園整備		
⑦中島航空記念公園整備 事業 ・公園整備		調査 用地取得	設計 工事	工事		
⑧八王子山公園整備事業 ・建設整備 ・用地買収	造成建設工事 → 用地買収	用地買収				

都市基盤の整備

マニフェスト

- ・北部運動公園整備と都市緑化フェアは、都市緑化フェア開催に合わせ、20年3月までに修景、便益施設などを整備し、フェア終了後、グラウンド整備などを行います。
- ・八王子山公園の整備は、19年度に墓基数を3,400基に増やす建設工事を終え、利用を開始します。  
(平成18年度 2,100基)

※ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。



# Ota Rebirth General Plan